

（午後2時00分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番17、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、次の二点について質問いたします。

1、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合が運営する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム国城寮で、超過勤務手当が長期にわたって不払いが慣習的になっている点、その他の違法行為について、市長の見解を伺います。

2、当局の不手際による多額の税金の無駄遣いをただす。

橋本こども園園舎及び（仮称）山田地区公民館の建設工事、さらに応其こども園の外構工事に係る業者の選定、工事の管理、契約解除の一連の行為について、損害額、原因、責任の所在、いつ誰がどのような責任をとるのか、改善策いかに伺います。

以上です。

○議長（中本正人君）1番 松浦君の質問項目1、老人ホーム国城寮での超勤手当不払いほかの違法行為に関する質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）老人ホーム国城寮での超過手当不払い他の違法行為についてお答えします。

この施設は、本市、かつらぎ町、九度山町及び高野町の1市3町で設立した伊都郡町村

及び橋本市老人福祉施設事務組合が運営しています。このことから、その運営主体及び当該運営等について審議される議会は、本市及び本市市議会とは別なる機関となっているところです。

今回の質問内容について、当該事務組合の構成団体の立場から、国城寮担当者と面談し、議員ご質問の超過勤務手当の事務処理状況等の聞き取りを行い、既に橋本労働局監督署が調査に入ったことや、その処理に一部不備があった点についての説明を受けました。

橋本労働基準監督署の指導により、既に改善されたものがあるが、今後の課題もあるとのことでした。今後、本市として、構成団体として意見を示し、当該事務組合によりよい労働環境実現への取り組みを促してまいります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今、市長がお答えになりましたように、事務組合は、橋本市とは別の地方公共団体でありまして、そこには別に議会があつて、議会で決められると。これが大原則でありますので、その議会について、自治体、つまり老人ホーム事務組合に対してこうしろ、ああしろという話は、私は避けて質問させていただきます。要するに、越権行為はしないということです、それなりの答弁もよろしくお願いします。

これを質問するきっかけとなりましたのは、ホームの職員が6人、元職員が2人で、現職員が4人、6人が私のところへ、うちへ来てくれまして、松浦さん、助けてよ、もうかな

わんのやという話で、どうしてかということ  
を聞きましたら、いろいろと、これは問題だ  
なと思うところがありましたので、いろいろ  
ここの質問に至ったわけなんですけれども、  
例えばここに職員任用確認書というのがある  
んですけども、これについては、勤務時間と  
か賃金とか、その他雇用の条件について書いて  
あるんです。これを、職員が受け取っていないと。  
もらわないという。おかしいじゃないですか。  
こういう条件で雇い入れると、わかりましたとい  
うことを、お互い、両方2枚  
つくって持って、それに違反した点については、  
私はこういう内容だけれども、これだけの  
内容を超えている。条件を超えているとい  
うことは言えない。何でかと、話を決めて、  
これをもらっていないんで、これについて違  
うじゃないかと言えないんです。

これは、やっぱり、職員任用確認書を必ず  
渡すようにすべきだと思うんですけども、市  
長のご感想はいかがでしょう。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答  
えします。

その件については、橋本市長として答える  
立場にないと認識しています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）感想を聞くと。僕、な  
ぜこれを質問できるかと言えば、橋本市が事  
務組合に対して出資している。出資というか  
費用を負担している。その使い方について、  
私が聞く権利があると。これは、一般の手引  
書は、それを認めているんです。どうし  
ろこうしろというんじゃなくて、事実を挙げて、  
こういうことさえ行われていない。基本的な  
ことが行われていない、これについて、市長  
のご感想はいかがですかと聞くことは許され  
ると。これは、議会事務局長との前もっての

相談というか、打ち合わせについても、そう  
いう形で私は聞かせてもらいます、いいでし  
ょうという話だったんです。お答えいただけ  
ませんか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答  
えをします。

議会事務局長とそういう打ち合わせをして  
いただいているということですが、私は、一  
方で管理者でもあるわけです。私がしゃべる  
ということは、管理者の公人としてしゃべっ  
たことになるのではないかと思います。  
ただ、個人的な見解を申させていただきます、  
長年そういうことが続いてきた。だから、こ  
れから改めていかなあかんという印象を持っ  
ています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ことほどさようにええ  
加減な運営が行われていたんです。これだけ  
ではなくて、いろんなことがあるんですよ。  
それについて、労働基準監督署に私も同道し  
まして、またあるいは弁護士のところへも一  
緒に行きまして、こういうことが実際に行わ  
れていると。それは、むちゃくちゃやなとい  
う話で、違法行為だという太鼓判をもらいま  
して、今、質問させてもらっているんです。

例えば夜間で救急についていく、救急車に  
ついていって、それを朝まで付き添いでやっ  
ていると。仮眠の時間も潰れる。食事もとれ  
ないというときでも、賃金は出ないと。なぜ  
かと、そんなもんは込みだと言われると。普  
通は、休憩時間と食事時間は、当然職員の権  
利として認められるべき。それを削って仕事  
しているにもかかわらず、そういうことが平  
然とずっと行われておるという話なんですよ。

そしてまた、夜間巡回する。1時間かかっ  
て巡回すると。何もなかったと。巡回の時間

というのは、何もしていないんだから、賃金はつかないんだよという説明をされると。自分は任用確認書というのをもらっていないから、そうかなと。それ以上なぜ言えないのと聞きましたら、それ以上言うたら、今度自分が更新のときに更新してもらえない。あるいは、別の一番しんどいところへ職場を移転させられると。だから、みんなで黙っているんやでという話です。

○議長（中本正人君）1番 松浦君に申し上げます。ただ今の発言は、一部事務組合の事務執行にかかわる内容と判断いたします。橋本市議会での質問としては不相当でありますので、質問内容を変えてください。

○1番（松浦健次君）市長に、こういう実態ですけれども、ご感想はいかがですかと。事実を、みんな知らんでしょう。こんなひどいことが行われているんですよ。

私、下で別の全然関係ない職員と出会ったときに、松浦さん、あんた非難しているなど言われたんですわ。それで、我々は、僕は二十数年仕事をしとるけれども、白は白、白は黒、黒は白と言われても、そのとおりに動かなければ、ここはやっていけない職場なんだということ言われて、私も愕然としたんですよ。

一応、議長の話がありますんで、それはそれとして、議場式で従いますけれども、とにかくとんでもない環境でおるということは、皆さん、理解してください。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、当局の不手際による多額の税金の無駄遣いに関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）橋本こども園新築工事と応其こども園外構工事に伴う契約解除までの経緯についてお答えします。

橋本こども園の経緯については、3月市議会定例会でお答えしたとおりであり、要点のみ再度ご説明します。

本工事は、平成26年6月27日の議会議決を経て、本契約を締結しました。しかし、当初から工事の日程に遅れが生じ、工程管理において工事の遅れを指摘し、改善を指示しましたが、大きな改善には至りませんでした。

12月に入り、施工業者から平成27年3月5日までに必ず完成させる旨の誓約書が市に提出され、市はその根拠資料の提出を求めた結果、12月末に提出された資料には多くの矛盾点があり、本年1月初旬に、4月の開園には間に合わないと判断しました。

1月初旬の時点では、一般的な工事施工期間から考えれば、4月開園は無理と判断していたものの、施工業者はあくまで3月5日に完成できると主張し続けたので、仮に工期後一定の期間内に完成できれば、契約を解除し、新たな施工業者を選定して工事を行うよりも、結果的には早い開園となることや、顧問弁護士との相談の結果、工期末までの相当の期間を残して契約を解除すれば、施工業者からの損害賠償請求のリスクが高まるとの意見もあり、早い段階での契約解除を思いとどまり、工事の進捗を見きわめることと判断しました。

2月中旬には、工期内はもちろん、工期後相当の期間をもってしても、完成しないとの判断に至り、2月27日に施工業者との契約を解除し、その後、工事費の精算や新たな設計書の作成、入札手続きを経て、さきの5月市議会臨時会での議会議決後、新たな施工業者と本契約を締結しています。

市としては、各時点において一日も早い園舎の完成を最優先してきたことを、ご理解をお願いします。

応其こども園外構工事は、平成26年10月23日執行の工事希望型競争入札で、落札した建

設業者と10月29日に本契約を締結しました。施工業者には、4月1日開園が絶対条件であることを確認の上、工事をスタートさせました。

しかし、当初から工事の工程に遅れが生じたため、工程管理において工事の遅れを指摘し、改善を求めましたが、大きな改善は見られませんでした。

12月に入り、施工業者から、平成27年3月13日までに必ず完成させる旨の誓約書が提出され、本市は、その根拠資料の提出を求めた結果、1月27日に根拠資料の提出がありましたが、橋本こども園新築工事と同様に、多くの矛盾点を含んでおり、信頼に足る資料でないため、4月の開園に間に合わないと判断し、1月29日に工事範囲を分割し、減額変更工事請負契約を締結しました。

2月10日には、工期内に完成が可能となる根拠資料の再提出を求め、施工業者から修正工程表が提出されましたが、工程表どおりに現場作業が動かなかつたため、2月27日をもって契約を解除することを決定しました。

○議長（中本正人君）教育次長。

〔教育次長（坂本安弘君）登壇〕

○教育次長（坂本安弘君）次に、（仮称）山田地区公民館の建築工事に伴う契約解除までの経緯についてお答えします。

このことについては、3月市議会定例会にお答えしたとおり、平成26年6月12日執行の工事希望型競争入札で施工業者が落札し、6月18日、本契約を締結しました。

本建築工事は、当初から工事工程の遅れが生じ、原則2週間に1回の工事定例会議において、工事の遅れの原因究明、是正措置の勧告、工程表の再提出など、受注者に対してたび重なる指導を行ってきました。

しかし、建設資材の調達の不調、下請業者の未決定などを理由に、大幅な改善が見られ

ませんでした。

平成26年12月末段階で、工事進捗率が約42%にしか達しておらず、受注者の管理技術者から、2月末の工期内完成はできないとの報告を受け、平成27年1月16日の文教厚生委員会に、4月1日開館が困難であるという報告をいたしました。

関係区長、西部地区公民館運営委員、住民の皆さまに、4月開館困難な旨の周知を図り、2月27日に施工業者との契約を解除しました。

その後、工事費等の精算、新たな設計書の作成、入札手続きを経て、この22日に再び契約を締結したところです。

本体工事は、平成27年11月末までに完成、外構工事は平成28年1月末までに完成させる予定であり、一日も早い開館をめざしてまいります。

○議長（中本正人君）総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）次に、当初の入札参加業者の選定と入札制度の改善策についてお答えいたします。

橋本こども園新築工事は、予定価格が3億8,849万7,600円であったため、制限つき一般競争入札で行いました。（仮称）山田地区公民館新築工事は、予定価格が1億3,743万円であったため、工事希望型入札で行いました。また、応其こども園外構工事は、予定価格が5,670万円であったため、工事希望型競争入札で行いました。

これらは、本市の入札のルールに従って行ったものであり、そのときの判断に問題はなかったと考えています。しかしながら、その3件とも契約解除という重大な結果に至ったことを踏まえ、このようなことが二度とないように、入札制度の見直しを行いました。

詳細は総務委員会でご報告しますが、概要を説明します。

この6月から施行している見直し点は五点あります。

一点目は、変動型最低制限価格における下限価格の設定率の引き上げ、二点目は、制限つき一般競争入札における低入札調査基準価格の上限の引き上げ、三点目は、設計等委託業務の入札に、変動型最低制限価格制度の導入、四点目は、前払い金・中間前払い金の支払い限度額の引き上げ、五点目が入札審査資格停止基準の厳格化です。

次に、来年6月から施行を予定している見直しが三点あります。

一点目は、入札参加資格停止や入札参加回避を科した場合の地方基準点減点の強化、二点目は、債務不履行等により12カ月以上の入札参加資格停止処分を受けた事業者の格付の引き下げ、三点目は、入札参加資格申請の条件の強化です。

これらの見直しは、事業者の経営を円滑化し、適正な工事水準等を保つためのものと、処分を科した事業者に対して厳しく対応するもので構成されております。

入札制度の見直しには、これで終わりというのではなく、必要に応じてさらに検討を重ねていきます。

なお、事業者の経営状況の把握という課題については、以前から申し上げているように、現状は、国や県の経営規模等評価結果通知書の総合評定値で把握しています。入札当時の総合評定値に何ら問題はありませんでした。結果として、経営状況が十分反映されていませんでした。

本市としては、事業者の経営状況が他の手段で把握できないか調査を行っています。県下のほかの自治体では、経営状況の独自調査は行っておらず、たとえ情報を把握しても、どのように入札に反映させるかなど多くの課題があり、引き続き調査・検討を行います。

次に、現時点での損害額について説明します。

橋本こども園の建築工事、設計監理委託料等ハード部分に係る損害額は約8,600万円であり、保証会社からの履行保証保険金を差し引くと約5,400万円です。ソフト部分では、保育士の加配のための費用約1,100万円が損害となります。

応其こども園の外構工事、設計監理委託料等ハード部分に係る損害は約3,400万円であり、履行保証保険金を差し引きますと、約3,100万円です。ソフト部分では、臨時駐車場関係経費等約60万円が損害となります。

(仮称)山田地区公民館の新築工事、設計監理委託料等ハード部分に係る損害は約2,500万円であり、履行保証保険金を差し引きますと、約1,300万円です。ソフト部分の損害はありません。

○議長(中本正人君) 市長。

[市長(平木哲朗君)登壇]

○市長(平木哲朗君) 責任の所在、責任のとり方について、5月15日に開催された市議会臨時会の議案審議の席上でもお答えしたように、しかるべき時期に処分をしたいと考えています。

処分に関しましては、正規のルールに従い、そして業者との請負契約の締結についても、議会の議決をいただいております。処分を受けるとしたら、責任は私にあると思っておりますが、今は一刻も早い完成をめざしたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

○議長(中本正人君) 1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) まずは損害額ですけども、その算定というのは、ハード面、ソフト面、例えばこども園のハード面というのはどういう種類の損害を言うんですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）工事請負費、それから設計監理委託料をハード部分と申しております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いろんな請負費というのは、全体の完成をもって言うんですか。それとも、ほかの業者に分割発注ということはやっていないの。一つの建物を完成させるために、建屋を建てる。ほかの設備はほかの設備に任すという発注というのは、しなかったんですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）この損害額につきましては、分離分割発注を行っておりますので、あくまでも本体工事費と設計監理委託料になります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そしたら、ほかの工事をする人たちは、この建設工事が遅れたことによってこうむった損害というのはないんですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）今のところ、電気、設備、外構等の請け負った業者からの申し出はございません。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）申し出はなくても、その人たちは、それなりの工期に応じた対応ができるように用意していたはずですよ。それが、半年も1年近く遅れて、何らの損害がないというのは考えられませんわね。どうですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）私のほうからちょっとお答えをいたします。

関連の工事で、機械、電気等、外構があるわけでございますけれども、こちらにつきま

しては、一応契約解除になった段階で、一旦契約を中断いたしまして、そのうち再開をしていただくという形になっております。

今後、本体工事につきましても再開をいたしますと、この間の中止に伴いますいろいろ影響する工事というのは出てくると思います。また、それは関連する工事のところにも影響が出てくる可能性というはあると考えておりますけれども、現状では、そのあたりについては把握できておりますので、今後、工事を進み中では、そういった影響というのは、可能性としてはあると考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今、その辺からの損害、申し出はないというお話を、総務部長、されましたよね。何でないんですかね。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

関連する工事の方につきましては、現状としては、本体工事で今後出てくる影響による関連工事への影響のところというのは、まだ業者としては把握できていない部分があると思いますので、現状としてはまだ報告がされていないということだと思います。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういう損害も含めたら、こんな額ではないでしょうね。

それと、今、完成して引き渡しを受けている通常の場合と比べて、どれだけ橋本市が損害をこうむったか。つまり、その後のいろいろな費用がありますよね。人件費、皆さん、いろいろ会合をして、交渉をして、今日にこぎつけたんでしょう。そういう人件費も入れたら、どういうふうになるんですか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今回は、工事での部分が大きいと思いますので、私のほうから

その点についての回答をさせていただきます。

まず、建設部で申しますと、建築住宅課が主にその業務をしとるわけでございますけれども、主管課では、建設部の建物だけではなく、市の所有物件全てについての建設でありますとか設計、それから営繕等の業務を行っております。ということで、全市的な業務を行っておりますので、担当職員は複数の現場を持っているということでございます。

また、今回は橋本こども園、それから応其こども園、それから（仮称）山田地区公民館と3件同時での対応でございました。ということで、この対応につきましては、建設部のみならず、健康福祉部、それから教育委員会とも連携をとりながら、一体的に協力のもとで進めたというところがございます。

ということで、通常の業務のところ、そういったことをプラスしてきたということで、そういった意味では、人件費としてといますか、同化の部分はあると思いますけれども、ちょっと具体にはどれだけの時間数が増えるということは、把握はできておりません。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それで、全体の回答を見たら、全然反省していないと。結果が悪かったから云々という話ですけども、具体的に自分で、私の頭で予想してみたら、着手に2カ月遅れているんですよね。それから、やるけど、やってまた遅れる。そういう繰り返しのもとに、解除できないというのは、僕は考えられないのですけども、例えば2カ月間遅れた。で、着手した。まただらだらして、また遅れるのは目に見えておると。こっちから近いんだから、毎日見に行っているんでしょう。これ、どないするんですか。話が違わないですかときっちり言って、それで毎日そんなことを繰り返していたんですか。あるいは、週に何回かそういうことを繰り返

して、それで何か月もこのまま行って、2月まで解除できない。そんなばかな話は、私は通らないと思うんですけどね。しかも、その理由は、資材が入らない。下請が決まっていない。人夫が来ない。要するに、金を渡さないからでしょう。下請に対しても、資材屋に対しても。そういう状況がわかっておりながら、まだ2月になっても、1月の時点でも、100人体制で来たらできる可能性がある。だから、ここでは解除できない。そんなことを、市長が平然と言っている。どこに責任感があるんか。

建設工事というのは、段階を踏んで、きょうは30人、あるいは1週間50人出るんだと。その次の工程になったら20人とか30人というふうにして、完成に近づいていくものでしょう。それを、1日100人体制で来たら、まだ完成させる可能性があるからと。遅れている理由が、金を渡さないという話で遅れているんだから、そんなことはあり得ないでしょう。どういう了見ですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）議員より、3月定例会、それから5月の臨時会においても、同様の質問をいただいております。工程管理のそれぞれの時点で必要な下請でありますとか、工事の発注状況でありますとか、そういう書類について、業者に対して提出を求めてきたのは確かでございます。

その時点で、若干不備なところもありましたが、一部提出してきたのも事実でございまして、その中で、全く何も業者のほうもできていないという状況ではなかったという事実がございまして。

それから、後半のご質問で市長の発言がというご質問があったわけでございますけれども、これは多分1月時点の市議会に対するご説明の時点のことかなと思われまますが、この時点

で、以前の答弁でも申し上げました可能性の問題として、市長はこういうたとえをなされたのは事実でございますが、その時点で議会に対しての説明をさせていただきましたのは、市としても、この時点では4月の完成が見込めないということもあっての説明をさせていただいております。

ただし、全くできないかと言え、そういうことですよというご答弁を申し上げておりますので、それだけを捉えてご質問をいただくことについては、我々としても、ちょっと意思疎通は欠いておったのかなと思いますが、可能性の問題として、その時点では申し上げております。

ただ、1月の時点でなぜ解除がということでございますが、それに関しましては、以前にもご説明をさせていただきましたとおり、現場の引き渡しの混乱、精算の混乱等がございますので、業者との関係の中で、それをいかに混乱なくきちっと契約を解除するかということも含めまして、最終的に2月27日という形にさせていただいたということも、若干ご説明をさせていただいたつもりでございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私、こういうふうに厳しく言うのは、役所の方々は1億円近い血税を無駄遣いして、一生懸命やります、これから、こない改善しますで済まそうとして、市民をなめとると思いますよ。

今の説明だって。これだけでたらめな工事をされておりながら、外構工事については10月29日に、またこの会社と契約しているんでしょう。そんなでたらめな話、ないじゃないですか。

橋本こども園でも遅れている。そして公民館も遅れている。にもかかわらず、10月29日に契約したと、今、説明してくれましたよね。

どういう神経で、市民の税金を預かっているんですか。何の反省もないんですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）応其こども園の外構工事に関しましても、以前の入札のルールに基づきまして、市内業者の方に入札をしていただくべく、工事希望型という形の入札執行をさせていただいたところでございます。

ただ、一つ、過去を振り返ってみますと、確かに議員ご指摘の点も、若干その時点での判断をすればよかったかなという反省点もございますが、従来からの入札のルールに基づきまして執行したわけでございますが、それから、当該業者につきましても、その時点で、確かに着手等が遅れてきたのは事実でございますが、応其こども園の外構工事に関しましては、そんなに大きな工事でもございませぬし、いろんな形で複数の工事を制限する規定も設けておりますけども、この時点では、当該業者については、手持ち工事がいっぱいであるということもございませぬでしたんで、従来ルールどおりという形で執行をさせていただいたところですよ。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ようそんな説明できますね。手がいっぱいでなかったって、どっちも、こっちのこども園も公民館も遅れに遅れているじゃないですか。

契約したのが10月29日ですよ。私、今、名前は言いませんけども、ここの専門家が、12月の終わりごろにはもう不可能ということがわかっていたんだと。その時点で、解除だってできるんだという話もしていますよ。10月29日は11月じゃないですか。こういうでたらめな工事をして、そういう目いっぱい、しかも人夫も雇えない。資材も入らない。そういう業者に、また落札させる。やらせるというのはどういうことですか。どんな説明をし



たって、これは納得できませんよ。詭弁にしか、通じませんわ。普通はそんなことしますかね。ごろごろごろごろ、掘り出したらいっぱい問題があるんですよ。

それで、一刻も早く開園するために一生懸命やりますと言って、皆さん、済ませるんですか。企画部長、今までのやりとりを聞いていてどうですか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）突然、私のほうに指名されました。

現行の入札ルールの中では、市のやり方については間違っておりません。適法なやり方でやってございまして、応其こども園の外構工事につきましても、競争入札で業者が確定してますんで、そもそも市からその業者を当てたというんではございませんので、ご理解のほどお願いします。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そのルールどおりにやたら、結果、おかしなるぞということが目に見えている段階でも、ルールどおりで、うちは責任ありませんと。そんなこと、よう言えましたな。ルールはこうですけれども、この業者はこうだから、あんたには受けられないと、よう言わんのですか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）ルールはルールで、やはりルールを守るというのが、まず第一であります。ルールなきして、いろいろやるっていうことにつきましては、市としては、逆に不利益をこうむったということで、賠償責任というところになっていくかと思えます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）原則はそうです。例外的に、これだけ市が被害をこうむっているときにも、このルールはルールだからこれでいくんだと。あと損害を受けても、それはしよ

うがないんだと。橋本市というのは、そういうやり方でこれからもやっていくんですか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

確かに、言われるところを突かれますと、非常に問題があったかなと思いますが、これについては、私どもも入札についてのルールを守ってやっております。

そのためにも、今現在、今度6月議会において、入札制度の見直しをかけますということで、また総務委員会のほうで説明をさせていただくこととしました。また、そこでそういう意見をいただければ、改めて改革すべきことは改革していったらええかなと思っています。

ただ、私どもとしても、議会の皆さんと、また地元業者と一緒に入札制度を変えて、私が市会議員のときにはこういう制度はありませんでしたから、地元業者の育成という部分で、これをされてきたんだと思いますし、地元業者にはこういう契約不履行になるようなことはないという認識のもとで進めてきたと思っておりますが、こういう事態になったこと自体は反省すべきことで、またいずれ私に対する処分をお話ししたいと思います。

ただ、私どもも、早期の契約解除についての検討はしています。そういう中でも、弁護士等にも相談をして、例えば契約不履行の訴訟が起こったときに、逆に工事を全部とめられたら、これは、1年どころか2年、3年かかるんじゃないかという議論もさせていただきました。その中で、早期に完成させるためには、今の方法がベターではないかと。ベストとは言いませんけども、ベターではないかということで、話もさせていただきました。

そして、下請業者に対しても、うちが直接

下請業者にお金を払いますよという話もさせていただいた下請業者もおりましたが、それも拒否された。逆に下請業者から拒否されたというのがありますので、決してこの件に対して努力をしていないということではなくて、私どもは、最善の方法ということを選んできたつもりです。

結果的には、大きな損害を与えたということになっておりますが、その都度都度、担当者が私のところへ来て、こういう方法はどうか、こういう方法はどうかという話をしながら、そして弁護士とも相談しながら、これを進めてきたところです。

確かに大きな損害を発生させたということは、十分責任を感じておりますし、またしかるべきときに自分の責任のとり方というのは、考えてまいりたいと思います。

ただ、これを機に、そしたらもう大きい契約については分離発注をやめようということをするれば、私どもは一番楽なんです。大手ゼネコンに任せて、建物を建てるという制度に変えれば、私どもも非常に楽です。予算的にも、恐らく安く済むと思います。

でも、地元業者育成という大きな責任もありますので、それは今回の入札制度の中でも、なかなかできないなど。地元業者というのは、災害が起こったときに一番お世話になる業者ですから、そういう部分で育てていかなあかんという部分もありますし、逆に雇用の場でもあります。そういうところも十分配慮して、今の分離発注というやり方を、地元業者の育成という部分を守りながら、より厳格な入札制度に変えていきたいと思っています。

いろいろ、結果的には悪い結果になりましたけども、職員は決して手を抜いていたわけでもなくて、今、一番いい方法を選択した結果が、この結果になったということでありますので、今後こういうことのないように、制

度的な改正も含めて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（中本正人君）松浦議員、ちょっと済みません。

私、議長から、そしてまた個人として、ちょっと松浦議員に申し上げたいんですけども、松浦議員の言われんとすることも、私は個人的によくわかります。しかし、かといって、市当局側も、別にルールにのっとってやってきた結果、こうなったということで、それも、今、市長が申し上げたように、今後二度とこのようなことが起こらないようにやっていきたいということを、何とかご理解してもらえないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）僕は、市内の業者育成が悪いか、分離発注が悪いかという話は、何もしていないんですよ。

管理とかの面で、気楽に考え過ぎていると。市の当局の方と話をしたときに、話が終わったら、ええ勉強させてもらいましたと、にたっと笑とったと。こういう心構えで市政を預かっているんかと思たら、情けなかったですよ。

それで、中本議長のお話もあります。それを、私は尊重したいと思いますが、やっぱり其こども園の10月29日の発注はおかしかったと。これは、橋本こども園、それと（仮称）山田地区公民館、これだけめちゃくちゃやられとんののに、まだその業者に落としてもらったと。

これは、市民誰が考えてもおかしいと。業者と対決したらいいじゃないですか。あんた、こんなことして、これだけひどいことをしているのに、まだこれは、たまたまルールとしてこないったけれども、あかんで言うて、文句言うたら、裁判したらどうですか。それぐらい正義感、あんた方、ないんかな。

向こうから言えば権利濫用だよ、それで裁判したらどうですか。損するってわかっていて、ルールにのっとってと平然と言えるという神経が、僕にはわからん。僕は、議員として、市民の代弁者として、これからもびしびし橋本市政を監視していく必要があるなど、改めて感じました。

以上で終わります。

○議長（中本正人君） 1 番 松浦君の一般質問は終わりました。

---

○議長（中本正人君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 54 分 散会）